

## 令和4年度 秦野養護学校 不祥事ゼロプログラム

秦野養護学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

### 1. 実施責任者・実施体系

- 校長 : プログラムの実施責任者として、すべての指揮にあたる。  
 副校長・教頭・事務長 : 校長を補佐し、不祥事防止会議等の指揮にあたる。  
 総括教諭 : 校長・副校長・教頭・事務長を補佐・補助する。  
 不祥事防止会議 : プログラムの策定・実行・検証の中核となる。  
 全職員 : プログラムの実行の主体となり、不祥事の防止に努める。

### 2. 策定の方針及び取組方法

- ①実効性・継続性のある取組とし、不祥事の未然防止を図る。
- ②職員一人ひとりが主体的に不祥事防止について考え、行動できるような取組（教職員の当事者意識の醸成）とする。
- ③学校全体の不祥事防止会議、不祥事防止研修、部門・学部・課程ごとの検討会、職員個々の自己チェックの実施（机上整理を含む）により取組む。

### 3. 目標及び行動計画

取組課題	目 標	行 動 計 画
1. 法令遵守意識の向上（法令の遵守、服務規律の徹底）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務外非行の防止徹底</li> <li>・円滑なコミュニケーションの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員行動指針ハンドブックを活用して、服務規律の徹底を図る。</li> <li>・例月の自己チェックを実施し、教育公務員としての立場や行動の在り方について考える。</li> <li>・若年層を対象とした個別面談を実施し、不祥事防止リーフレットを活用した支援に取組む、</li> <li>・職員間で円滑なコミュニケーションを図り、一人で悩まない、ストレスをためない職場環境づくりに取組む。</li> </ul>
2. 児童・生徒へのわいせつ・セクハラ行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権侵害行為の未然防止</li> <li>・適切な指導の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の周知や例月の自己チェックを実施し、わいせつ・セクハラに関する意識向上と注意喚起を徹底する。</li> <li>・児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法を徹底する。</li> <li>・教室等の密室化防止のための環境整備及び巡視の実施。</li> <li>・児童・生徒への丁寧で適切な関わりのスタンダードを活用するとともに人権意識を高める。 (7月・G部門)</li> </ul>

3. 体罰、不適切な指導の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の実態をおさえ、体罰によらない適切な指導の徹底</li> <li>・児童生徒の人権を尊重した指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権尊重の基本的な姿勢として、「あいさつ」「さん付け呼称」の励行に取り組む。</li> <li>・授業や指導場面を公開し、互いに見合う機会を持つ。(9月・D弘済)</li> <li>・児童・生徒への丁寧で適切な関わりのスタンダードを活用した研修会を通し、スタンダードの内容の充実に取り組む。</li> <li>・教室等の密室化防止のための環境整備及び巡視を実施する。</li> </ul>
4. 入学者選抜、成績処理、進路関係等の不適切な事務処理の防止及び個人情報等の管理、セキュリティ意識の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確実な業務遂行の実施</li> <li>・個人情報に関する事故の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数でのチェックによる確実な取扱いを徹底する。</li> <li>・全体研修を実施し、個人情報の取り扱いに関するルールの徹底、個人情報管理の徹底を図る。</li> <li>・ヒヤリハット事例を学校全体で共有し、相互に注意喚起を促す。(10月・Cかもめ、AB課程)</li> <li>・日頃の机上整理により誤廃棄、紛失を防止す</li> </ul>
5. 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒気帯び運転および飲酒運転防止、交通事故防止、交通法規遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料や自己チェックの実施により安全運転への意識向上を図る。</li> <li>・事例の即時的な周知等により、注意喚起を継続的に行う。</li> </ul>
6. 会計事務等の適正執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公費及び私費会計の適正な執行・管理</li> <li>・備品等の適正な管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会を実施し、私費会計基準及び私費会計マニュアルの周知徹底を図る。</li> <li>・私費会計基準に基づく適正執行、ダブルチェックによる適正な管理、処理を行う。(11月・F末広)</li> </ul>
7. 職場のハラスメントの防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パワハラ、セクハラ、マタハラをはじめとするハラスメントの未然防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料の周知や自己チェックを実施する。</li> <li>・管理職による個別面談、アンケート等を実施し、相談窓口を周知する。</li> <li>・同僚性を醸成し、ハラスメントのない、気持ちよく働ける職場環境づくりに取り組む。(12月・E高)</li> </ul>

#### 4. 検証

行動計画について毎月確認し、12月に検証を行い、未実施の項目について補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を追加・修正する必要がある場合は、必要な追加・修正を行う。学校運営協議会やホームページに本校の不祥事ゼロプログラムの取組を提示し、意見を聴取する機会を設ける。最終検証を令和4年2月に行い、自己評価を実施して結果をまとめる。その結果を、次年度の秦野養護学校不祥事ゼロプログラムの策定に反映させる。

#### 5. 実施結果

不祥事ゼロプログラムは本校ホームページに掲載する。また、最終検証報告は教育局に実施結果を報告する。

## 【参考】令和3年度教育委員会不祥事防止の取組について

### 第1 わいせつ事案の根絶に向けた取組

- (1) 教職員に求められる高い倫理観の保持・向上
  - ・教職員の倫理に関する指針等の策定
  - ・教職員に対する研修等の充実
- (2) わいせつ事案防止のための校内の環境（システム）の整備
  - ・教育相談、指導における留意事項の周知徹底
  - ・学校内で不祥事を未然防止・早期発見するための体制づくり
- (3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり
- (4) 再発（未然）防止を目的とした専門家との積極的な連携
  - ・臨床心理士等による個別案件の分析等
  - ・「自分を見つめるチェックシート」の作成・活用
- (5) 改善等を行うこれまでの取組
  - ・校長等による個別面談等の実施
  - ・職員啓発資料等の充実・活用
  - ・セクハラアンケートの活用
  - ・児童・生徒のセクハラ等に対する意識啓発、相談体制の充実
  - ・不祥事の背景等の情報提供及び具体的な原因分析
  - ・教職員の私物端末の適切な取扱いの再徹底
  - ・児童・生徒とのSNS等利用の禁止の再徹底
  - ・児童・生徒の連絡先の適正な取得・管理方法の再徹底
  - ・教科準備室等の適切な利用

### 第2 全体的な不祥事防止の取組

- (1) 教職員に求められる高い倫理観の保持・向上
  - ・教職員に対する研修等の充実
  - ・職員啓発・点検資料等を通じた取組強化
  - ・不祥事ゼロプログラムの推進
  - ・効果的な所属研修の実施
  - ・教育委員会ネットワーク等を活用した教職員一人ひとりへの直接的な働きかけ
- (2) 不祥事防止のための校内の環境（ルールや施設環境）の整備
  - ・行政事務調査・指導等の実施
- (3) 教職員を組織的にサポートする体制づくり
  - ・教職員アンケートの継続的な実施
  - ・ハラスメント相談窓口の周知
- (4) 経験の浅い教職員（採用5年以内）による不祥事の防止
  - ・臨時的任用職員等に対する取組
  - ・新規採用段階における不祥事防止の意識付け
  - ・新規採用試験の工夫・改善
  - ・教員養成段階における働きかけ
- (5) 学校現場に特有の不祥事、公務上発生する不祥事の防止
  - ・体罰及び不適切な行為（指導）の防止
  - ・定期試験、成績処理、進路関係等に係る不適切な事務処理の防止
  - ・児童・生徒に係る個人情報扱う際のルールと意識の再徹底
  - ・不適切な公金等の取扱いの防止
- (6) 入学者選抜に係る採点誤りの再発防止の徹底
- (7) 市町村教育委員会との連携
  - ・臨時的任用職員に対する取組
  - ・効果的な取組に関する情報交換等
  - ・市町村教育委員会への働きかけ